

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例第46号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（1週間の正規の勤務時間）

第2条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、職員の正規の勤務時間について、別に定めることができる。

（正規の勤務時間の割振り）

第3条 任命権者は、暦日を単位として、月曜日から金曜日までの5日間（以下「平日」という。）において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

3 前項の場合において、職員が2暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られたときは、当該勤務は、正規の勤務時間の始期の属する日の勤務とする。

(週休日)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、平日において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該勤務場所の特殊の必要により、これにより難しい場合において、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設けるときは、この限りでない。

(週休日の変更)

第5条 任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、町田市規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、第3条第1項又は第2項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日のうち規則で定める期間内にある日を週休日に変更して、当該日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある日の勤務時間のうち半日勤務時間（同条第1項又は第2項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として別に定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることが

できる。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、勤務時間が6時間を超える場合は1時間、継続して1昼夜にわたる場合は1時間30分の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下である場合において、業務の運営を考慮して必要があると認めるときは、前項に規定する勤務時間が6時間を超える場合の休憩時間を45分とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、任命権者は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合には、必要な休憩時間を与えることができる。

4 前3項に規定する休憩時間は、職務の特殊性又は当該勤務場所の特殊の必要がある場合は、任命権者の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(時間外勤務及び休日勤務)

第7条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、正規の勤務時間以外の時間及び第12条に規定する休日において勤務することを命ずることができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせてはならない。

2 前項の規定は、配偶者、2親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（規則で定めるものに限る。）（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合におい

て、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の免除）

第9条 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第7条に規定する勤務（以下「時間外勤務等」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の免除に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限）

第10条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて時間外勤務等をさせてはならない。

ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務代休時間）

第11条 任命権者は、町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）第11条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員が請求した場合には、規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第1項若しくは第2項又は第5条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（第14条第1項において「勤務日等」という。）（次条に規定する休日及び第14条第1項に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を承認された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日）

第12条 次に掲げる日は、休日（特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日をいう。次条、第14条及び第20条において同じ。）とする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。以下「年末年始の休日」という。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情により任命権者が別に定める日
(休日の振替)

第13条 前条各号に掲げる日が週休日に当たるときは、同条の規定にかかわらず、その日は、休日としない。この場合（年末年始の休日である場合を除く。）において、第3条第2項の規定により正規の勤務時間の割振りを定められた職員については、その日に振り替えて、規則で定めるところにより前条各号に掲げる日以外の日を休日とする。

2 職員が2暦日にわたり継続する正規の勤務時間を割り振られた場合において、その正規の勤務時間の終期の属する日が、前条又は前項後段の規定による休日（年末年始の休日を除く。）に当たるときは、同条又は同項後段の規定にかかわらず、その日は休日としない。この場合においては、その日に振り替えて、規則で定めるところにより同条又は同項後段の規定により休日とされた日以外の日を休日とする。
(休日の代休日)

第14条 任命権者は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、勤務日等（第11条の規定により時間外勤務代休時間が承認された勤務日等、休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、代休日には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、一の年度ごとの休暇とし、その日数は、一の年度において20日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の中途において新たにこの条例の適用を受けることとなった者その他規則で定める者のその年度の年次有給休暇の日数は、その年度の在職期間等を考慮し規則で定める。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、任命権者は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障を及ぼす場合には、他の時季にこれを与えることができる。

4 前3項に定めるもののほか、年次有給休暇に関し必要な事項は、規則で定める。
(病気休暇)

第16条 任命権者は、職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2 病気休暇に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。
(特別休暇)

第17条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、結婚休暇、出生サポート休暇、妊婦通勤時間、母子保健健診休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、産前・産後の休養、出産支援休暇、育児参加休暇、育児時間、子育て部分休暇、子どもの看護休暇、夏季休暇、忌引、生理休暇、骨髄移植休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2 特別休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、規則で定める。
(介護休暇)

第18条 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定する短期の介護休暇を除く。以下同じ。）を承認するものとする。

2 介護休暇に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(介護時間)

第19条 任命権者は、職員が請求した場合において、当該職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

(臨時職員等に対する特例)

第20条 臨時的に任用される職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は令和5年4月1日から施行する。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月町田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第2条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 (1) 略 (2) 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和4年 月町田市条例第	(職員団体のための職員の行為の制限の特例) 第2条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。 (1) 略 (2) 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和33年10月町田市条例

<p>号) <u>第11条</u>に規定する時間外勤務代 休時間、<u>同条例第12条</u>に規定する休日及 び<u>同条例第14条</u>に規定する休日の代休日 で、特に勤務を命ぜられていない場合並び に<u>同条例第15条</u>の規定により<u>年次有給休 暇</u>を与えられた場合</p> <p>(3) 略</p>	<p><u>第46号) 第5条の3</u>に規定する時間外勤 務代休時間、<u>同条例第6条</u>に規定する休日 及び<u>同条例第6条の2</u>に規定する休日の代 休日で、特に勤務を命ぜられていない場合 並びに<u>同条例第7条</u>の規定により<u>年次休暇</u> を与えられた場合</p> <p>(3) 略</p>
---	--

(町田市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

- 3 町田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年12月町田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(配偶者同行休業の承認の取消事由)</p> <p>第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配偶者同行休業をしている職員が町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（<u>令和4年 月町田市条例第 号</u>）<u>第17条第1項</u>に規定する<u>産前・産後の休養</u>により就業しなくなったこと。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(配偶者同行休業の承認の取消事由)</p> <p>第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配偶者同行休業をしている職員が町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（<u>昭和33年10月町田市条例第46号</u>）<u>第11条第1項</u>に規定する<u>産前及び産後の休養</u>により就業しなくなったこと。</p> <p>(3) 略</p>

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第5項及び第6項の規定により定められている週休日及び勤務時間の割振りは、この条例による改正後の町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定により定められた正規の勤務時間の割振り及び第4条の規定により定められた週休日とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第14条の規定により他の日に振り替えられている勤務を要しない日は、新条例第5条の規定により定められた週休日とみなす。

- 6 この条例の施行の際現に旧条例第5条の2の規定により与えられている睡眠時間は、新条例第6条第3項の規定により与えられた休憩時間とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第13条の規定により命ぜられている勤務は、新条例第7条の規定により命ぜられた勤務とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に旧条例第13条の2の規定によりなされている深夜勤務の制限は、新条例第8条の規定によりなされた深夜勤務の制限とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第13条の3の規定によりなされている時間外勤務等の免除は、新条例第9条の規定によりなされた時間外勤務等の免除とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第13条の4の規定によりなされている時間外勤務等の制限は、新条例第10条の規定によりなされた時間外勤務等の制限とみなす。
- 11 この条例の施行の際現に旧条例第5条の3の規定により承認されている時間外勤務代休時間は、新条例第11条の規定により承認された時間外勤務代休時間とみなす。
- 12 この条例の施行の際現に旧条例第6条第2項及び第3項の規定により定められている休日は、新条例第13条の規定により定められたものとみなす。
- 13 この条例の施行の際現に旧条例第6条の2の規定により指定されている代休日は、新条例第14条の規定により指定された代休日とみなす。
- 14 この条例の施行の際現に旧条例第7条の規定により与えられている年次休暇は、新条例第15条の規定により与えられた年次有給休暇とみなす。
- 15 この条例の施行の際現に旧条例第8条の5の規定により与えられている病気休暇は、新条例第16条の規定により承認された病気休暇とみなす。
- 16 この条例の施行の際現に旧条例第8条から第8条の4まで、第8条の6から第12条まで及び第12条の3の規定により与えられている休暇は、新条例第17条の規定により承認された特別休暇とみなす。
- 17 この条例の施行の際現に旧条例第12条の2の規定により与えられている介護

休暇は、新条例第18条の規定により承認された介護休暇とみなす。

18 この条例の施行の際現に旧条例第12条の4の規定により承認されている介護時間は、新条例第19条の規定により承認された介護時間とみなす。

19 この条例の施行の際現に旧条例第16条の規定により定められている勤務時間、休日、休暇等は、新条例第20条の規定により定められたものとみなす。

20 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間における第2条第2項、第3条第1項、第4条及び第15条第1項の規定の適用については、第2条第2項中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」と、同項、第3条第1項、第4条及び第15条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員」とする。

21 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、新条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。